

インターネットによる電子申請が始まります

住民票の申請などの手続きがインターネットを利用して、自宅や職場から行える電子申請・届出サービスを平成19年1月15日から開始します。

このサービスは、原則として24時間365日利用でき、インターネット上で本人確認を行う公的個人認証サービスなどにも対応したシステムで、他人によるなりすましやデータの改ざんなどを防止しますので、安心して利用できます。

電子申請・届出サービスを利用するために必要なもの

- 1 インターネットに接続できるパソコン
- 2 Eメールアドレス（携帯電話は不可）
- 3 電子署名が必要な手続きは、公的個人認証サービス（ ）による電子証明書とICカードリーダー

公的個人認証サービスとは

電子申請を確実に行うためには、確かに本人が申請したもののなのか、なりすましや、通信途中で申請の改ざんがされていないかを確認する必要があります。ICカード（住民基本台帳カード）に格納された電子証明書を利用することにより、安全で確実な電子申請のしくみを提供するサービスです。

交付物、手数料について

「住民票の写し請求」などのように交付物の受け取りや手数料の支払いがある場合は、原則として各担当課の窓口で行うことになります。

利用できる手続き

No	手 続 名	電子署名	担当課
1	住民票の写し請求	必要	住民課
2	住民票記載事項証明請求	必要	住民課
3	戸籍の附票の写し請求	必要	住民課
4	印鑑登録証明書交付申請	必要	住民課
5	犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請	不要	生活環境課
6	狂犬病予防注射済票交付申請	不要	生活環境課
7	狂犬病予防注射済票再交付申請	不要	生活環境課
8	犬の鑑札の再交付申請	不要	生活環境課
9	犬の死亡届	不要	生活環境課
10	犬の登録事項変更申請	不要	生活環境課
11	妊娠届	不要	保健センター
12	住民税課税・所得・非課税証明交付申請	必要	税務課
13	固定資産評価証明交付申請	必要	税務課
14	納税証明交付申請	必要	税務課
15	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届	必要	税務課
16	転勤等による特別徴収届	必要	税務課
17	軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）	必要	税務課
18	軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）	必要	税務課
19	国民健康保険加入・喪失届	必要	保険年金課
20	療養費支給申請	必要	保険年金課
21	退職被保険者該当届	必要	保険年金課
22	児童手当申請	必要	福祉課
23	児童手当現況届	必要	福祉課
24	乳幼児医療費受給資格登録申請	必要	福祉課
25	乳幼児医療費支給申請	不要	福祉課
26	ひとり親家庭等医療費支給申請	不要	福祉課

利用上の注意

手続きによっては、電子申請だけでなく、関係する書類を添付する必要があります。詳細は、電子申請の画面に、各手続きの注意点が記載されていますので確認してください。

問合せ

- ・電子申請・届出サービスご利用にあたっての操作方法、パソコンの設定方法

埼玉県市町村申請・届出システム ヘルプデスク

電話番号 048 603 1322

受付時間 午前9時～正午 午後1時～5時30分

（土日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）を除く）

- ・電子申請・届出の手続きの内容

各担当課

電話番号 92 1111

- ・公的個人認証サービス

住民課

電話番号 92 1111（内線137～139）

- ・電子申請全般

総務課情報化推進室

電話番号 92 1111（内線347）

手続きの流れ

